

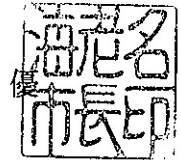


海老名市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号以下「法」という。）第243条の2第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の規定による指定公金事務取扱者の指定について、海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）第97条の規定に基づき指定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和7年8月26日

海老名市長 内 野



1 受託者

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社セブン・ペイメントサービス
代表取締役 柏熊俊克

2 給付金の種類

子ども・子育て支援法（昭和24法律第65号）第10条の14に規定する給付金

3 公金の支出事務の履行期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで